飲食提供業務委託契約書

○○株式会社（以下「甲」という。）と✕✕株式会社（以下「乙」という。）は、本日、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第１条

甲は、乙に対し、甲の運営する○○施設(施設名「○○」。以下「本施設」という。)における食事提供業務 (以下「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

2　本件業務内容の詳細については、別紙1「業務分担表」別紙2「仕様書」のとおりとし、乙は左記資料に基づき、誠実に本件業務の遂行にあたらなければならない。

第２条

本件業務の契約期間は、令和〇年○月〇日から令和〇年○月〇日までの〇年間とする。

第３条

甲は、乙に対し、本契約の委託料として、月額金〇円を支払う。支払は、月末締め当月分を、翌月〇日までに乙指定の銀行口座に振込む形で行う。振込手数料は甲が負担する。

2　甲は、前項の委託料とは別に、本件業務にかかる材料費を乙に支払う。支払額は別紙2記載のとおりとし、当月分を前項の支払いと同時に振り込むものとする。

3　第1項の委託料は、経済情勢の激変等により金額が著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議のもと変更することができる。ただし、原則として減額はできないものとする。

第４条

甲は、乙に対し、本施設の使用を許可するとともに、設備・器具・備品等を無償貸与する。

2　乙は、本施設及び貸与された設備・器具・備品等を、善良な管理者の責任をもって使用する。

第５条

乙は、本施設における本件業務の遂行に関して、火災等の事故の防止及び衛生管理に万全を期すものとする。

第６条

甲及び乙は、本件業務に関して知り得た、相手方及び本施設利用者の個人情報を含む一切の情報について、相手方の事前の書面による承認がない限り、第三者に開示・漏洩してはならない。

2　前項の規定は、本契約終了後もなお効力を生ずる。

第７条

乙は、甲の本件業務の全部または一部を、甲の事前の書面による承諾なしに第三者に再委託してはならない。

2　乙は、本契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡してはならない。

3　乙は、甲より貸与された設備等の転貸をしてはならない。

第８条

乙は、乙及び乙の従業員が本件業務遂行中に過失により甲もしくは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由がある場合には、この限りでない。

第９条

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

⑴　相手方が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき

⑵　相手方が本契約の規定の一に違反したとき

2　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

⑴　乙の業務処理が不適当であり、改善の余地がないと認められるとき

⑵　乙が本契約を履行できないとき。

⑶　本条の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

第１０条

乙及び乙の従業員は、甲が、甲の従業員のために設置しているハラスメントに関する相談窓口を利用することができる。(部署：○○　担当者：○○　連絡先：○○)

第１１条

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第１２条

本契約に関する裁判上については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　　　会社名及び代表者名　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　　　会社名及び代表者名　　　　　　　　　　　　印